

横手市立中学校部活動の在り方に関する方針(概要)

横手市教育委員会 R7・4月

1 方針の趣旨

- 部活動を通して、生活を豊かにする資質・能力を育成し、生徒の健やかな心身の成長と充実した学校生活を実現する。
- 学校全体として望ましい部活動の指導・運営体制を構築し、教師の負担軽減を考慮し、教師が生徒に向き合える学校体制をつくる。
- 部活動の地域展開は「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」意識の下、「将来にわたり、子どもたちが身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくり」を目指し、持続可能で多様な環境を一体的に整備する。
- 生徒や保護者、地域等の主体的な取組を通して、自分たちの未来を創造する気概をもち、『みんなの力で未来を拓く人と地域が燦くまち』づくりに貢献する。
- 学校部活動の教育的意義や役割は、地域クラブ活動でも継承・発展させ、新しい学びや価値が創出されるよう、学校と地域の連携し、横手市のスポーツ・文化芸術の発展を主体的に形成していく。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 方針の策定等
校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る方針」を策定する。部活動責任者（部活動顧問）は、年間の活動計画、月の活動計画および活動実績を作成する。（校長は学校HP等により公表する。）
- (2) 指導・運営に係る体制の整備
 - ア 学校部活動の適正な種目と数の配置
 - イ 運動部顧問の決定
 - ウ 活動状況の確認・把握と指導・是正
 - エ 部活動指導員の任用・配置に係る体制づくり
 - オ 外部指導者の任用と指導状況・内容の把握
 - カ 部活動の適切な運営に係る研修の実施
 - キ 部活動顧問の業務および勤務時間管理

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 適切な指導の実際
 - ア 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底。体罰・ハラスメントの根絶
 - イ 運動分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの導入
 - ウ 文化芸術分野の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の導入
 - エ 生徒の目標が達成できるよう、保体科・養護教諭等と連携し、発達段階や個人差、心身の状態等に関する正しい知識のもとでの指導
- (2) 部活動用指導手引きの活用
指導者は中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して指導を行う。特に運動部活動については「運動部活動での指導のガイドライン(H25.5月 文部科学省)」に則った指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日及び活動の時間の基準
 - ア 週当たり2日以上の休養日を設定する
 - イ 週末に大会等参加した場合は休養日を他の日に振り替える
 - ウ 長期休業中は学期中に準じた扱いで行う
 - エ 生徒が十分に休養できるよう、ある程度長期休養期間を設定する
 - オ 1日の活動時間は、平日2時間、休業日は3時間程度とし効率的・効果的な活動を行う
 - カ 文化部活動における休養日及び活動時間についても同様とする
- (2) 休養日及び活動の時間の設定
 - ア 市教育委員会は本方針に休養日及び活動時間等を設定し明記する
 - イ 校長は「学校の部活動に係る方針」策定にあたり、本方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
 - ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえて工夫したり、週、月、年間単位で活動時間の目安を定めたりする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 校長は技能等の向上や大会等での好成績を収める以外にも気軽に楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動ができる環境を整備する。
- (2) 校長は、スポーツや芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすく過度な負担とならないよう工夫・配慮をする。
- (3) 市教育委員会及び校長は、生徒の自主的・自発的な参加を踏まえ、活動日数・時間を見直す。また地域の活動を含め様々な経験できるよう配慮する。
- (4) 市教育委員会は、単一学校では部活動を設定できない場合や指導者の配置が難しい場合には、合同部活動等の取組を推進し、活動の機会の確保に努める。

6 学校部活動の地域連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働した環境整備を進める。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じて学校種を超えて合同練習を実施するなど連携を深め、生徒同士の多様な交流の機会を設ける。
- (3) 地域のスポーツ協会、協議団体は地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の事業について、市教育委員会等と連携し学校と地域が協働
- (4) 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。
- (5) 市教育委員会及び校長は学校部活動だけでなく、地域で実施されている活動の内容等を生徒・保護者に周知するなど、興味関心に応じて活動を選べるようにする。

7 新たな地域クラブ活動

- (1) 新たな地域クラブ活動の在り方
- (2) 適切な運営や効率的・効果的な活動
- (3) 関係者間の連携体制
- (4) 指導者の質、適切な指導
- (5) 指導者の確保
- (6) 教師等の兼職兼業
- (7) 活動内容及び休養日等の設定
- (8) 活動場所
- (9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
- (10) 保険の加入
- (11) 学校との連携 (12) 競技団体や大会等への参加登録

8 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

市立中学校においては、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。これを踏まえ、各学校や部活動及び地域の実情に応じて、関係者の理解の下、地域連携や地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、できるところから取組を進めていく。

9 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた段階的推進

- (1) 国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけており、秋田県でもこの推進期間中に地域展開を進めることを原則としている。
横手市においては、合意形成や条件整備等のため時間を要することから、地域や各部活動の実情に応じながら展開を進める。
- (2) 市教育委員会は改革推進期間終了後に、部活動地域展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して環境の充実に取り組む。

10 横手市における総合的・計画的な取組

市教育委員会は部活動地域展開推進計画を策定し、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、生徒自身や地域社会に対しての効果、スケジュール等について周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

11 大会等の在り方の見直し

- (1) 生徒の大会等の参加機会の確保
- (2) 大会等への引率や運営に係る体制の整備
- (3) 生徒の安全確保
- (4) 大会等の在り方